

平成29年 3 月 1 日

魚沼市議会議長 浅 井 守 雄 様

総務委員会

委員長 遠 藤 徳 一

総務委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第 110 条の規定により報告します。

記

- 1 調査事件名 (1) 所管事務調査について
(2) 閉会中の所管事務等の調査について
(3) その他
- 2 調査の経過 3 月 1 日に委員会を開催し、付託案件の審査を行った。
閉会中の所管事務等の調査については、これを行うこととした。
その他で、平成29年度地方税制改正(案)について、執行部より説明を受けた。
また、二市一町新ごみ処理施設建設候補地公募にかかる検討結果について、及び自然環境保全条例に基づく指定について、執行部より報告を受け質疑を行った。

総務委員会会議録

1 審査事件

- (1) 平成 28 年請願第 8 号 市民相互の友好の場として活用できるボウリング施設の存続を求める請願書
- (2) 平成 28 年請願第 10 号 生涯スポーツとしてのボウリング競技の復活への請願書
- (3) 請願第 1 号 魚沼市上空でのオスプレイ低空飛行訓練計画の中止を求める請願
- (4) 陳情第 1 号 平成 29 年度特別徴収税額決定通知書に受給者番号記載を中止する件等に関する陳情書
- (5) 議案第 16 号 魚沼市個人情報保護条例の一部改正について
- (6) 議案第 17 号 魚沼市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について
- (7) 議案第 18 号 魚沼市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- (8) 議案第 19 号 魚沼市墓地条例の一部改正について
- (9) 議案第 20 号 魚沼市斎場条例の一部改正について
- (10) 議案第 21 号 魚沼市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定について

2 調査事件

- (11) 閉会中の所管事務等の調査について
- (12) その他
 - ・平成 29 年度地方税制改正(案)について
 - ・二市一町新ごみ処理施設建設候補地公募にかかる検討結果について

3 日 時 平成 29 年 3 月 1 日 午前 10 時

4 場 所 広神庁舎 301 会議室

5 出席委員 富永三千敏、岩井富士夫、大平栄治、遠藤徳一、大屋角政、森山英敏
(浅井守雄議長)

6 欠席委員 なし

7 説明員 佐藤市長、角家総務課長、森山企画政策課長、堀沢財政課長、桜井税務課長、
佐藤市民課長、羽鳥環境課長、桑原総務管理室長

8 書 記 櫻井議会事務局長、磯部議会事務局次長

9 経 過

開 会 (10 : 00)

遠藤委員長 定足数に達しておりますので、ただいまから総務委員会を開会します。それでは本委員会に付託されました議案について審査を行います。

(1) 平成 28 年請願第 8 号 市民相互の友好の場として活用できるボウリング施設の存続を求める請願書

遠藤委員長 日程第 1、平成 28 年請願第 8 号 市民相互の友好の場として活用できるボウリング施設の存続を求める請願書を議題とします。審査に入る前に、紹介議員から資料配布を求められておりますので、これを配布したいと思います。しばらくの間休憩とします。

休 憩 (10 : 00)

(休憩中に資料配布)

再 開 (10 : 01)

遠藤委員長 休憩を解き会議を再開いたします。本件につきましては 12 月 22 日の委員会で可能性等を検証する上で、しばらく調査の時間が必要ということの中で継続審査となったものであります。その後、本件に関する事情に変更が生じたようでありますので、執行部より説明を求めます。配布資料の説明もあわせてお願いします。

森山企画政策課長 請願第 8 号につきまして、執行部より説明を申し上げます。当請願につきましては、魚沼市宛てにも平成 28 年 12 月 12 日付けで佐梨地区コミュニティ協議会長より、ボウリング施設の存続を求める要望書が届いております。本件につきまして、行政内部で検討を進めさせていただきました。要望書の内容については、請願の内容とほぼ同等ということでございます。その検討の結論といたしまして、今回、この要望に対して回答を平成 29 年 2 月 20 日付けでさせていただきました。この内容につきましては、ご要望の趣旨は理解をさせていただくということでございます。ただ、今回の要望の中でミヤグラウンドボウル並みの規模というようなことで、行政としては検討させていただいた経過の中で、このミヤグラウンドボウル並みの延長、幅員、面積を有する市内の市有施設は、残念ながら今現在、関係法令等の規定にもあり、なかなかご用意できるものがないということで回答にも書かせていただいております。ご要望の趣旨は理解をしているということでありまして、今後また規模等について、どの程度の規模がほしいのかというような具体的なお話が出てきた際には、再度検討する場をつくらせていただきたいというようなことで、回答書にはそこまで書き込んでおりませんが、そのような趣旨でこの回答をさせていただいたところでございます。

遠藤委員長 ただいま企画政策課長より説明がありました。皆様のお手元には回答書のコピーが配布されていますが、これらを踏まえて質疑を行います。質疑はありませんか。

森山委員　ただいま説明がありましたが、執行部側としては現在の、今まであったボウリング場の規模で検討させていただいたというお話がありましたが、たとえば半分程度でいいとかということであれば、それなりの施設があるということなのか、その辺をお伺いします。

森山企画政策課長　ご指摘のとおり、この要望書についてはどのくらいの規模という具体的なものがない中での検討ということで、ミヤグランドボウル並みというような検討をさせていただいたということでありますが、20 レーンというような規模で提供できる施設が残念ながら今のところはないというところであります。関係法令等の規定等もあり、提供できる施設が今はないということでありますが、それが 10 レーンとかそれ以下というようなお話になってくると、そういった施設は、これからまた検討にはなりますけれども、おそらく存在するのではないのかと考えておりますので、そういう部分での検討ということとは可能かと考えております。

森山委員　請願の事項の中には、統合された保育園や学校等の空き施設ということが書かれてあるわけですが、これについては当局のほうで、法令等で少し難しいというような見解を述べられましたが、やはりそういったものと、仮にボウリング施設をあいた学校等に入れる場合には、どういった法令上の問題が起きるのかお聞かせください。

森山企画政策課長　まずは、その立地が適正かどうかというところで、都市計画法であるとかが関係してくるかと思います。また、その施設が、今の施設が新たにボウリング施設として用途をなすかどうかという建築基準法、そういった部分の法令にも関係してくるかと思います。いずれにいたしましても、ここでは逐一、具体的な法令が申し上げられませんが、それ以外にも関係する法令等が出てこようかと思います。

遠藤委員長　ほかに質疑等はありませんか。(なし) ないので、これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議あり) 異議がありますので討論を行います。まず、反対の討論からお願いします。

森山委員　今ほど執行部のほうにも確認させていただきましたが、私もボウリングは好きでありまして、結構やっていたほうなんです。趣旨については非常に私も理解できますが、残念ながら請願事項の中に保育所、学校等の空き施設を利用ということですが、私もいろいろ考えてみたんですが、ボウリング場が入るようなものということになると体育館等が想定されるわけですが、やはりボウリング場としての施設を考えますと、冷暖房というのが必須の条件になるのではないかと思います。そうした場合に非常に多額の追加投資、維持管理費等が相当かかるわけですが、そういった部分を総合的に判断しますと、残念ながら今の段階では請願を採択し、すぐに執行部に請願の実現を要求するには難しい問題が多くあるということで、この請願については残念ながら反対をさせていただきます。

遠藤委員長　続きまして賛成の討論を求めます。賛成の討論はありますか。

大屋委員　市民のほうから署名運動も含めて出された請願であります。逆に言えば、当局の説明の中にも規模等の関係で、これから 20 レーンは無理としても、そこら辺の調整ができれば実現可能だという話もありましたので、私は賛成いたします。

遠藤委員長　ほかに討論はありませんか。(なし) これで討論を終結します。これから平成 28 年請願第 8 号、市民相互の友好の場として活用できるボウリング施設の存続を求める請

願書を採決いたします。異議がありますので挙手にて行います。本請願を採択することに賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手) 挙手多数であります。よって平成 28 年請願第 8 号は採択すべきものと決定されました。

(2) 平成 28 年請願第 10 号 生涯スポーツとしてのボウリング競技の復活への請願書

遠藤委員長 日程第 2、平成 28 年請願第 10 号 生涯スポーツとしてのボウリング競技の復活への請願書を議題とします。本件につきましても 12 月 22 日の委員会で平成 28 年請願第 8 号と重複する点があり、もう少し研究する必要があるということで継続審査となったものであります。その後、本件に関し事情が変更したということでもありますので、先ほどと同じように資料の説明を求めます。平成 28 年請願第 10 号に関わる部分で追加補足等がありましたらお願いします。

森山企画政策課長 本請願につきましては、資料を提出しておりますが、市宛てに平成 28 年 12 月 28 日付けで 4 団体より、生涯スポーツとしてのボウリング競技の復活への要望書が提出されています。その要望について検討いたしまして、平成 29 年 2 月 20 日付けで 4 団体に回答させていただきました。本日、資料として提出させていただいております。その内容ですが、大きく二つございまして、一つ目は市有施設を使ってボウリングに利用できるようにしていただきたいということ、もう一つは有効利用する団体の発足支援をしていただきたいという 2 点でございます。1 点目の、市の市有施設等の利用の部分につきましては、今ほど請願第 8 号にありました部分と内容は同じでございます。こちらのほうの回答につきましては、やはり具体的な規模等がこの要望の中になかったということで、今あるミヤグラウンドボウル並みの施設として利用できる施設が、今現在ないということで回答させていただきましたが、この施設の具体的な大きさ等について、相談は随時させていただきますということを付け加えて回答させていただいたところでございます。また、団体の発足の支援につきましては、こちらについても要望の中での具体的な団体の性格、運営形態、内容について、そういったところがわかりづらいということで、この要望書では支援の可否については判断をできかねますという回答とさせていただいたところであります。しかしながら、それが具体的な話を今後いただくということになりました時点で、再度検討あるいは相談をさせていただきたいということを付け加えさせていただいて回答させていただきました。

遠藤委員長 ただいま執行部から説明がありました。本件につきまして質疑はありますか。

岩井委員 先ほどの回答にも当てはまるのではないかと思います。私たちが出した要望というのは、あくまでもボウリング施設の継続ということで、今までボウリング場を運営していた社長がこれだけ大勢の、4,000 名強の人たちの署名がある中で、この施設を保管しておいて、いろんな形で、もちろん市との協議の中でやっていかなければならないことだと思いますが、その中で計画していただければありがたいという市民の 4,000 名強の署名があったというのが一番大きな原因だったと思います。その中で我々も紹介議員として動いたわけですが、お手元にある資料を見ていただきたいんですが、その 2 ページ目の下のほうに新聞の記事が載っていると思います。その中で、まつぞのスポーツクラブという

盛岡の近くにあるスポーツクラブなんですが、実は、きょう、そこに連絡が取れまして、私のほうから連絡をさせていただきました。聞きましたら、非常に高齢者の方とか、これはスポーツクラブですので、ボウリング場の運営ではありませんので、どういう形でやっているかというふうにも聞きましたら、高齢者の方が非常に喜んで参加してもらっていますと。そして、なおかつ週に1日、クラブのボウリングの教室をやっているということでお話がありました。その責任者が電話に出られまして、今から13年くらい前からやっているんですが、1回も欠かさず途切れたことはないし、年寄りの方が非常に元気になっているということです。そういったものも含めて、健康増進、お年寄りのそういった健康増進、それからうつ病とか、閉じこもり、そういったものにも非常に効果が出てますという話でしたので、ぜひ前向きに検討していただきたいということでもあります。こういう案件ですので、ぜひとも市長にも真剣に取り組んでいただきたいがいかがでしょうか。

佐藤市長　請願に対する内容につきましては、今、企画政策課長が話したとおりであります。春、雪が消えたら、今、公共施設の再編整備の計画を市民説明会で、今月の6日から各地域でさせていただく予定になっておりますが、その内容も含めてですね、先般、要望者の代表の方々と話をさせていただきまして、雪が消えたら、今予定している施設も若干あることはありますので、そこ見ていただいて、そこでできるのかどうかという判断をまずさせていただくのが先だろうということで、空き庁舎として具体的に話をさせていただきますと、旧東湯之谷小学校の体育館が廃止になるということでもあります。そこと、広神の田中にあります子育て支援センターの跡地、その施設もあく予定になっていきますので、そういった施設を見ていただいて、現状が合うのか合わないのかということも含めて、レーン数も含めて、見ていただいて、それからまた検討させていただこうという話をさせていただきましたので、ボウリング場をなくすという、私もですね体育協会の理事長もしておりましたので、体育施設としての、スポーツ施設としての重要性も私は理解している中で、今のそのままの状態ですとなかなか前に進みませんので、そういう空き施設をどういう形で利活用できるかということも含めて、これから調査に入りたい。またそのときには請願者の皆さん方とも一緒になって、そこを見ていただいて方向性を決めていこうというような形です。まずはそこからスタートだろうと思ってますので、その辺も、なくすということを前提にしていませんので、そこをご理解いただきたいと思います。

岩井委員　そうしたら市長は、積極的にこれは残すべきだという考えがあるかどうか、その辺をお聞かせください。

佐藤市長　残していただきたいなと思ってますので、市がボウリング場をつくるというわけにはなかなか難しい話でありますので、空き施設を利活用してボウリング場を存続できる、そういう可能性があるとするれば探っていく必要もあるし、そのための支援策も考えていかなきゃいけないと思ってますので、これからスタートになると思いますが、よろしく願いいたします。

富永委員　今ほどの市長の答弁を聞いておりますと、市の考えとしては、市のほうで整備をするという考え方はないということだと思っておりますが、それをまず確認させてください。

佐藤市長　行政が、今のこのボウリング場というくくりが、先ほど都市計画法の話がありましたが、そういった部分のくくりの中にもあるように、なかなか遊戯施設をつくるって

う状況にはならないと思いますので、市民全体の合意が必要になってくると思いますので、体育館施設をつくることとは、また若干違うという、種目的には体育施設なんですけれども、固定をされるということが他の用途に使えるということにもなりますので、そういったことで体育館をつくるのとは条件が違うということでもありますので、富永委員のほうもご理解いただきたいと思います。

富永委員　考えはわかりました。このボウリングという競技なんですけども、先ほど紹介議員のほうでも話がございましたけども、市民の健康増進のために非常に有効であるということですし、自分もそういうふうに感じてますので、ぜひ、これは進めるべきだと思っておりますが、現在、市としては、市のほうで整備をするということはできにくいという話をされました。この市民の皆さんから提出されている要望書の回答書にも書いてありますけれども、具体的な内容等がはっきりした場合には、検討の余地が十分あるということですし、先ほど例で東湯之谷小学校の体育館というふうなことを言われましたけれども、そこを活用する場合に、体育館そのものを無償で提供するとか、またあるいは、そういったところの市民が活用できるような、また仮に市民が中心になって運用したいということになったとき、そういった具体的な考えが示された場合には積極的な支援ができると、そういうことでしょうか。

佐藤市長　おっしゃるとおり市営でボウリング場をつくるということは、全国的に見てもこれはほとんどないですので、そういったことで市民の皆さん方がそれをつくるということであれば、積極的な支援はしていかなくちゃいけないなと思っております。施設の提供も含めてですね、考えていかなくちゃいけない事案だとは思っておりますので、まだ個々の部分がはっきり見えてこない中で、なかなか話はできないんですが、どこの施設を使おうがですね、先ほど話が合った冷暖房の施設も含めて、どれだけの形で支援ができるかってことはこれから考えていかなくちゃいけない部分だと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

岩井委員　今、市長のほうから全国的になかなかないと言われたんで、実はありましてですね、新横浜駅の近くにラポールという市が運営しているところがあります。そこは正確に言いますと社会福祉法人がやっています。ですから直の市でないかわかりませんが、市が関わっているところですので、それはやっぱり年寄りの健康増進のために設けているというのが実例であります。先ほどから議論になっていますが、私はこの問題は、やはり市が積極的に関係してもらわないと、それは市が運営するって意味ではなくて、いろんな支援をしてもらわないとこれはなかなか難しい事業でありますので、ぜひそこに到達するまでの、市からぜひ補助なり、あるいはどういう補助金が出るのかとか、そういうこともこれから検討の余地の中に入ると思いますが、市が、これだけの4,000名の市民が、4,000名ということは約1割強ですかね、それだけの人が親しんでいるものに対して、市は無関心というわけにいきませんので、ぜひとも積極的に市が関わっていただきたいということをお願いし、市長の見解をお伺いします。

佐藤市長　先ほど来、申し上げているように、積極的な関わりは持ちたいと思っておりますが、今ほど言ったように、先ほどの自治体が経営しているところはあるという話、それはもう社協がやれば自治体経営じゃないので、まずはないってことなんですよね。社協としてや

るに、社協の財政的なものもどういう形になっているかというのが見えてませんので、市営という形でなくて、おそらく社会福祉法人でそこをやっているということだろうと思いますので、そこは理解が違うところはあると思うんですが、まずは施設の提供も含めてですね、また利用の促進も含めて、高齢者の生涯スポーツの部分の関係からすればですね、積極的に取り組んで健康な地域を目指すということでありますので、そこは積極的に取り組んでいきたいなと思っておりますので、よろしくお願いします。

遠藤委員長　しばらくの間休憩とします。

休　　憩（10：25）

（休憩中に懇談的に意見交換）

再　　開（10：27）

遠藤委員長　休憩を解き会議を再開いたします。ほかに質疑等はありませんか。（なし）ないようですので質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。（異議あり）

森山委員　この請願につきましては、趣旨採択の動議を出させていただきたいと思います。

遠藤委員長　それでは、趣旨採択の動議が出されましたので、提出者の発言を求めます。

森山委員　先ほども申し上げましたが、このボウリング場の請願につきましては、私も趣旨は十分に理解しておるところですが、現実の問題として、先ほど執行部から回答がありましたように、市で施設を建設するとかそういうことは、基本的には100%できないというような状況の中であります。二つの問題があると思うんですが、一つは施設の整備と経営、利用者としての皆さん、請願者の団体があるわけですが、誰が施設を整備したり経営したりする、きちんとしたものが残念ながら今の段階で見えないということ。なおかつ利用する方々についても、先ほど配られた中にNPO法人を目指すというような、まつぞのスポーツクラブみたいなのがありますが、こういったものがまだ設立されていないということで、まだ少し、たった今請願を採択してこのとおりに進めようとしてもなかなか無理があるのではないかとということでございますので、一定の方向性を理解して有効利用する団体の発足支援、NPOとか民間の、施設を市から借りて整備をしようと、そういったものに対しての支援というものはしていく必要がありますが、たった今、復活させるというのは、やはり今の段階では無理があるということで、趣旨採択で皆さんからご理解いただければ当局のほうもそれなりの努力をするという話も出ておりますので、私はそういう考えから趣旨採択を提案させていただきました。

遠藤委員長　ただいま森山委員から、平成28年請願第10号につきまして趣旨採択すべきと動議が提出されました。この動議に賛成の方はいらっしゃいますか。（なし）賛成がございませんので、この動議は成立しないということになりました。それでは、これから平成28年請願第10号　生涯スポーツとしてのボウリング競技の復活への請願書を採決いたします。異議がありますので挙手にて行います。本請願を採択することに賛成の方は挙手願

います。(賛成者挙手) 挙手多数であります。よって平成 28 年請願第 10 号は採択すべきものと決定されました。

(3) 請願第 1 号 魚沼市上空でのオスプレイ低空飛行訓練計画の中止を求める請願

遠藤委員長 日程第 3、請願第 1 号 魚沼市上空でのオスプレイ低空飛行訓練計画の中止を求める請願を議題とします。紹介議員であります大屋議員に説明を求めます。しばらくの間休憩とします。

休 憩 (10:32)

(休憩中に資料配布)

再 開 (10:34)

遠藤委員長 休憩を解き会議を再開します。ただいま休憩中に資料配布を求められまして、資料に基づき話をしたいという紹介議員の話がありましたので、これを受けることといたしました。紹介議員の説明を求めます。

大屋議員 お手元の請願書ですが、ここに書いてあることは前にお読みになったと思いますが、大きい点で言いますと、魚沼市が 6 ルートのうちのブルールートに当たっておりまして、そのブルールートの中でも山岳地帯を衝突しないように低空飛行するという、非常に困難な操作が求められる、高度な訓練をする地域に魚沼市が入っていると、今お配りしました地図を見ていただくとおわかりのとおり、群馬から見附市のあたりまで、十日町も含めてですが、このエリアが、私が今言った山岳地帯を含めて自衛隊の高高度訓練空域 H、エリア H と呼ばれるところです。これも夜間飛行ですね、そういったものを、特殊作戦用のオスプレイを使いながらやると。こうなりますと、直近では沖縄で、あれは不時着という報道がなされておりますけれども、大破したという事故もありまして、一週間もたたないうちに再開すると、その原因もわからないうちに、そういうこともありますので、世界各地で、アメリカ本土でもオスプレイについては構造的な欠陥が言われております。そういう点で、このルートで一番危険な高度な操作技術を要する訓練の地域に魚沼市が入っておりますので、ぜひ関係機関に適切な措置を講ずるように、オスプレイの飛行訓練を中止してもらうように意見を上げる請願であります。もう一つはですね、ここには書いてありませんが、山岳地帯ということになりますと生態系にも影響が出ると懸念されます。特にイヌワシは非常に敏感な鳥でありまして、そういったところへの影響、そのほかの生態系にも影響がある。一番大事なのは市民の安心安全、これを脅かす問題だと考えておりますので、ぜひ委員の皆さんのご理解を賜り、採択されますようお願い申し上げまして、紹介議員の説明とさせていただきます。

遠藤委員長 紹介議員に対する質疑を行います。質疑はありますか。

森山委員 ブルールートというのと、配布された空域指定の図面があるわけですが、このブ

ルートルートイコールこの赤になるのか、黒になるのか、グレーになるのか理解ができませんでしたので説明を求めます。

大屋議員　これは下に書いてある日本航空操縦士協会が作成したものでありますが、一部、私がわかりやすいようにするために黒で囲んだんですが、黒の線内というところがありますよね。その黒いところが魚沼市の訓練の場所になっていると。グレーの領域にも入っているんですが、これは横田進入管制空域ということになっておりまして、ここも横田からオスプレイが出る訓練ですが、こっちのほうはどっちかというと黒で囲んだところよりは高度を求められない区域であります。ただ、やはりこういう形で二重にかかっていることは事実なんで、そういう点で飛行ルートの見直しも含めた、こういう訓練を中止してほしいという形の請願になっています。

森山委員　確か、配布されたものは空域なんですよ。私が前にちょっと見たところ、横田進入管制空域というのはおそらく米軍の訓練空域なんですよ。その上の高いところに自衛隊の訓練空域があって、この赤は自衛隊の低高度訓練空域に指定されているというふうに読むのが正しいのではないかと私は思います。請願の中にあるブルルート。ルートと空域というのは概念が違うと思うんで、できればこの中でこういう飛行ルートで予定があるんですよというのを示していただくと、もう少しよかったのかなという気がしております。あともう一点は、請願者である魚沼市平和委員会、この組織がどのような組織なのか説明を求めたいと思います。

大屋議員　この組織につきましては、魚沼市も非核都市宣言を行っておりますけれども、そういう世界中から核兵器をなくしていこうと、こういう平和を願う団体であります。

遠藤委員長　一点目の空路についてはいかがですか。

大屋議員　ルートはルートなんですが、この範囲の中で訓練をすると。先ほど言ったように米軍の基地から出るオスプレイもあれば、自衛隊もオスプレイ買ってますので、自衛隊が訓練をするという空域がこの黒で囲んだところになります。要するに、どこを飛ぶかわからない。この間を飛ぶわけです。

森山委員　魚沼市の平和委員会というのは、魚沼市だけの委員会であって、ほかの南魚沼市とか十日町市とか、そういったところにはない団体でしょうか。

大屋議員　全国にあります。県にもあります。

遠藤委員長　それでは、紹介議員に対する質疑を終結します。大屋紹介議員の退席を求めます。（紹介議員退席）本件に関しまして、執行部に確認しておきたいことがありましたら発言を許します。

森山委員　このオスプレイの低空訓練飛行のブルルートで、先ほどの紹介者によれば、魚沼市が空域というかルートに入っているというようなお話がありましたが、そういうことで市のほうに自衛隊なり、海兵隊なり、防衛庁なり、そういうところから連絡があり、上を飛ぶので理解を求めるとか、連絡とか、そういった類いのものはありましたか。

角家総務課長　伺っておりません。

森山委員　そうすると当局としては、必ずしも魚沼市の上空がブルルートというか、訓練空域に入っているかどうかというのは確認されていないということですか。

角家総務課長　正確には記憶しておりませんが、かつて、新聞でルートが魚沼市域の上空の

一部にかかっているのは見たことがございますが、こちらのほうから直接そういう通知なり断りの連絡はなかったと記憶しております。

森山委員 当局のほうで、防衛庁なりに問い合わせをする考えはありますか。

角家総務課長 確認が必要なようですので、この後、自衛隊のほうを通じて、協力隊という団体があって連絡の筋もありますので、伺ってみたいと思います。

遠藤委員長 詳細については問い合わせをするということによろしいですか。

角家総務課長 ルートが市内に及んでいるかどうかを照会してみたいと思います。

岩井委員 私も新聞で目にしたことがあります。これ、確認してもらいたいんですけども、黒い範囲の中で、その都度ルートというのは違ってくると私は思うので、ブルールートというのは、あくまでもこの範囲の中でどういうふうに飛ぶかというのは千差万別で、きょうはこういうルート飛ぼうとかと決めたルートのような気がしますので、その点、確認していただきたいと思います。あくまでも黒い線内で訓練が行われるのは事実であるから、その中でその都度、同じルートは毎日飛ぶわけじゃありませんので、ブルールートというのはそういうふうに私は受け止めているんですが、その辺も確認していただきたいと思うんですがいかがでしょう。

角家総務課長 どこまで回答いただけるかわかりませんが、そういう趣旨でお伺いしてみたいと思います

遠藤委員長 ほかに質疑はありませんか。(なし) しばらくの間休憩とします。

休 憩 (10 : 47)

(休憩中に懇談的に意見交換)

再 開 (10 : 50)

遠藤委員長 休憩を解き会議を再開します。ほかに質疑はありませんか。

富永委員 一点、執行部にお聞かせ願いたいと思いますが、近隣自治体のほうでこういった同様の請願が出ているのか、またその取り扱いをどういうふうにされているのか、把握されていましてらお聞かせください。

佐藤市長 執行部のほうとしては、先ほど話したとおり調査しておりませんので、議会のほうで近隣の各市町村で請願が出ているか調査していれば別ですけども、執行部のほうでは今のところ調査しておりませんので、先ほど話が出ました飛行ルートに関係もですね、防衛団体ときちんと情報が取れる形はしておきたいと思ってますので、今の質問に対しては私どもとしてはしておりません。

遠藤委員長 ほかに質疑はありませんか。

富永委員 動議を提出したいと思います。

遠藤委員長 富永委員から動議の提出がございました。提出内容について説明を求めます。

富永委員 今回の請願についてなんですけども、市のほうにも国のほうから連絡が入っていない。また、ここで議論している委員の皆さんにも、たとえばブルールートに関しても認

識が十分足りていない。それから近隣自治体、また近隣議会の様子もわかっていないというようなことですので、ここは継続審査にして、もう少し調査をする余地があるのかなと考えますので、継続審査の動議を提出いたします。

遠藤委員長　ただいま富永委員から継続審査の動議が提出されました。この動議に賛成者はいらっしゃいますか。（賛成者挙手）2名おりますので、動議は成立いたしました。それでは、この動議のとおり継続審査とすることに賛成の方の挙手をお願いします。（賛成者挙手）賛成多数であります。本動議は可決されました。平成29年請願第1号は、閉会中の継続審査とすることに決定されました。ここで、しばらくの間休憩とします。

休　　憩（10：53）

再　　開（11：05）

遠藤委員長　休憩を解き、会議を再開します。

（４）陳情第１号　平成29年度特別徴収税額決定通知書に受給者番号記載を中止する件等に関する陳情書

遠藤委員長　日程第4、陳情第1号　平成29年度特別徴収税額決定通知書に受給者番号記載を中止する件等に関する陳情書を議題とします。市への問い合わせと、市からの回答書も皆さんのところに配布されております。この件について執行部から説明を求めます。

桜井税務課長　この件につきましては、市に質問が来て回答した経緯があります。総務省のほうから、番号法に基づきまして、特別徴収につきまして番号を記載するというように実施してほしいということで通知が来ているところであります。市といたしましては法令にのっとり、その趣旨に従い番号を記載したいと考えているところであります。また、この要望書の中で、情報漏えい等の心配がなされているところでありますけれども、その点等につきましては、封筒に特別徴収税額通知書在中という記載をいたしまして、事業所等に配布された際、担当者以外が開封することのないよう、注意を払いたいと考えておりますし、文書の発送の際、普通郵便から簡易書留に移行するべく前向きに検討しているところであります。それと、従業員が拒否した場合の番号を事業所に知らせるというようなことも書かれておるわけですが、法律の趣旨から言いますと、特別徴収事務に限ってその範囲内で番号を通知するということでありますので、事業所としても特別徴収の事務に限ってだけということになっています。事業所内では従業員から番号を提出していただいて、年金とかそういった届け等に使うわけですが、それとはまた違った個別の仕事ごとに番号を徴収するという部分がありますので、私どもが特別徴収で番号を通知したという部分では、特別徴収の事務に限って行うということで、法令でもそのように必要最小限のことをやるという規定がありますので、そういった区別がされておるところであります。事業所も番号利用事務実施者ということで、番号法の中で規定されておりまして、情報の保持、そういった部分の責務を課されているということから考えますと、番号を通知させ

ていただいても問題ないのではないかと考えているところであります。

遠藤委員長　ただいま執行部のほうから説明がありました。本件に関しまして執行部に確認しておきたいことがありましたら、発言を許します。

森山委員　この陳情の文の中に平成 28 年 11 月 30 日というくだりがあります。中野区議会等で考慮するというようなくだりがあります。これ、だいぶ時間がたってますので、今現在、近隣等の自治体ではどのような対応になっているか、わかりましたらお願いします。

桜井税務課長　今現在の情報は把握していませんが、11 月の時点で県内の状況等を取りまとめた状況から考えますと、何かしら対応するという市町村については該当がありません。特に対応しないというところが 7 市、未定が 10 市、未回答が 1 市、対応必要と考えるが内容未定が 1 市というところの状況です。

森山委員　大方のところでは、この陳情のようになくて、総務省で定められた様式でやっているかと捉えてよろしいでしょうか。

桜井税務課長　私としては、そのように各市が、総務省のとおりやと考えております。

遠藤委員長　ほかに質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで、質疑を終結します。討論はありますか。(はい) 討論がありますので、まず反対の討論からお願いします。

森山委員　今ほど執行部との質疑の中で明らかになった部分を考えますと、この陳情については反対とさせていただきます。

遠藤委員長　次に賛成の討論を求めます。

大屋委員　私はこの陳情に賛成の立場で討論したいと思います。やはりマイナンバー制度にはいろいろな問題点がありまして、ここにある特別徴収税額の決定通知書に受給者個人番号記載を中止することという陳情事項がありますが、これに賛同しますので賛成します。

遠藤委員長　続きまして反対の討論はありますか。(なし) 賛成の討論はありますか。(なし) これで討論を終結します。これから採決をします。陳情第 1 号 平成 29 年度特別徴収税額決定通知書に受給者番号記載を中止する件等に関する陳情書を採決します。異議がありますので挙手により採決いたします。本件は採択することに賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手) 賛成少数であります。よって陳情第 1 号は不採択とすべきものと決定いたしました。

(5) 議案第 16 号 魚沼市個人情報保護条例の一部改正について

遠藤委員長　日程第 5、議案第 16 号 魚沼市個人情報保護条例の一部改正についてを議題とします。執行部から補足説明はありませんか。

角家総務課長　ございません。

遠藤委員長　これから質疑を行います。質疑はありますか。(なし) 質疑なしと認めます。これで、質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議あり) 異議がありますので、挙手によって採決をいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手) 賛成多数であります。よって、議案第 16 号 魚沼市個人情報保護条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定

されました。

（６）議案第 17 号 魚沼市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について

遠藤委員長 日程第 6、議案第 17 号 魚沼市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正についてを議題とします。執行部から補足説明はありませんか。

角家総務課長 ございせん。

遠藤委員長 これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

富永委員 確認なのですが、議案書 13 ページ、11 条のところにですね下線の引いてあるところ、介護時間と書いていますが、介護休暇というのは一日単位の休暇だと思うんですけど、この介護時間というのは時間ごとの休暇という意味ですか。

角家総務課長 通常ですと一日 7 時間 45 分が勤務時間になっていますが、2 時間短縮して勤務ができる、たとえば朝 9 時から出勤するとか、夕方 4 時までとか、そういうイメージです。3 年以内で必要な期間、それが認められるという制度になっています。

富永委員 今ほどの説明の 3 年間だとかということは理解しているんですけど、自分が読んだときにわかりにくかったのが、たとえばの表現なんですけど、介護時間休暇にしたほうがわかりがいいのかなと思ったんですけど、その辺は上位法なりこういった表現で統一をされているということですね。

角家総務課長 そのように受け止めています。

遠藤委員長 ほかに質疑はありませんか。（なし）質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第 17 号について採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、議案第 17 号 魚沼市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

（７）議案第 18 号 魚沼市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

遠藤委員長 日程第 7、議案第 18 号 魚沼市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とします。執行部から補足説明はありませんか。

角家総務課長 ございせん。

遠藤委員長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

大屋委員 24 ページの、魚沼市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の新旧対照表。本会議でも質疑がありましたが、これだと法第何十条の第 1 項のどうのこうのと書いてて、金額がわかりません。上のほうから改正されたところから旧と新の金額を答弁願います。

角家総務課長 今回の改正では金額の変更はございませんので、表記についてはこのままと

なります。

桑原総務管理室長 元の法律のほうですけども、改正はありませんが、一番上の投票所の投票管理者につきましては1日につき12,600円、その下、期日前投票所の投票管理者、ここが切り替えになっておりますけれども1日につき11,100円、その下、開票管理者1日につき10,600円、投票所の投票立会人1日につき10,700円、期日前投票所の投票立会人1日につき9,500円、開票立会人1日につき8,800円、選挙立会人1日につき8,800円、これが元のほうの法律の金額でございます。

大屋委員 私が調べた中ではですね、一つ言うと期日前投票所の投票管理者、これが旧が12,600円だったのが、11,100円になります。開票管理者が11,100円だったのが、10,600円に下がります。大体下がっているんですが、投票立会人これが10,600円から10,700円に100円上がるというような形で、ほとんど下がっているんですが、私が調べた中ではそういうふうになっているんですが、当局は今の説明はどっちのほうを言ったのか、新のほうを言ったのか、旧のほうを言ったのかわからなかったのもう一度説明をお願いします。

桑原総務管理室長 失礼しました。旧のほうは今持ち合わせておりませんので、改正後の金額を申し上げたものです。

大屋委員 これはネットで調べればわかります。私はネットで調べましたが、要はその中の金額は変わってないんだけど、法第14条の第1項第3号、これが今度4号になりというような改正、文言の改正だけに見えますが、これが見ていくと金額が下がっているというふうな形に見えるんですが、そういう認識はありますか。

角家総務課長 今回の法改正、元の法律が国会議員の選挙時の執行経費の基準に関する法律、こちらの改正に伴いまして、こちらを引用している条例の別表1を改正させていただいたものと認識しています。法律の改正につきましては、金額の変更は、今回は特には変わつたと確認しておりませんでしたので、その辺、再度確認したいと思いますが、今回の改正につきましては、法律の段階で3号と7号について、法律では新しい投票管理者ないし投票立会人が追加になっています。具体的に申し上げますと共通投票所という投票所を、国では設けることを想定していて、投票管理者と投票立会人の報酬の額がそこに挿入されました。ただ、魚沼市の場合には、今現在、共通投票所という投票所については設置する予定にはなっておりませんので、それで今回、新旧対照表の新のほうで3号と7号が抜けて、改正しておりませんけれども、必要がございませんのでそこだけ番号が飛んでおりますが、そうした変更を今回加えたものです。

遠藤委員長 しばらくの間休憩とします。

休 憩 (11:24)

(休憩中に懇談的に意見交換)

再 開 (11:25)

遠藤委員長 休憩を解き会議を再開します。休憩中に委員の皆さんからご了承いただき、日

程の一部を変更し、日程第 8 の議案第 19 号を先に審査します。

(8) 議案第 19 号 魚沼市墓地条例の一部改正について

遠藤委員長 日程第 8、議案第 19 号 魚沼市墓地条例の一部改正についてを議題とします。

執行部から補足説明はありませんか。

羽鳥環境課長 ございせん。

遠藤委員長 これから、質疑を行います。質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで、質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから、議案第 19 号について採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第 19 号 魚沼市墓地条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(9) 議案第 20 号 魚沼市斎場条例の一部改正について

遠藤委員長 日程第 9、議案第 20 号 魚沼市斎場条例の一部改正についてを議題とします。

執行部から補足説明はありませんか。

羽鳥環境課長 ございせん。

遠藤委員長 これから、質疑を行います。質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで、質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから、議案第 20 号について採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第 20 号 魚沼市斎場条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(10) 議案第 21 号 魚沼市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定について

遠藤委員長 日程第 10、議案第 21 号 魚沼市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定についてを議題とします。執行部から補足説明はありませんか。

佐藤市民課長 ございせん。

遠藤委員長 これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

大屋委員 本会議での質疑でもありましたが、国家資格を取った非常勤職員 1 名ということなんですけども、1 名で交代するは、職員が代わって交代するというような答弁だったんですが、やはり複数、国家資格を取った非常勤職員なり、職員を配置すべきではないかと思いますが、今後の課題としてそういったところを考えているかどうか。

佐藤市長 将来的には資格を有するように、また職員のほうも研鑽していきたいと思いますが、そういった人が市内にいれば、雇用に向けた取り組みをしていかなきゃいけないと思っていますので、当面のスタートとしては、今の段階では一人ということではありますが、

その補完をするということで職員を置くということで、将来的には今ほど申し上げましたように資格取得に向けた取り組みをしていきたいと思えます。

富永委員 有資格者なんですけど、この資格には何種類かあると思うんですけども、それでいいのかな。どういった資格があるのかお聞かせください。

佐藤市民課長 国家資格の種類につきましては1種類でございます。

富永委員 自分が調べたら3種類くらいあったので、どうかなと思ったんです。有資格者が一人に対応すると、その方が勤務できないところは他の職員が対応するというものですので、そうすると相談内容を単に聞きとめて、後日、有資格者にその内容を伝えて、有資格者のほうから相談者のほうへ回答なりをするという、そういう手続きになりますか。

佐藤市民課長 この相談につきましては、市民相談センターでも毎日、なんでも相談ということでやっていますし、そういった中でも消費生活に関わる相談もございます。職員につきましても消費生活の相談を承っておりますので、そういった部分含めまして有資格者と相談をしながらという形で対応していきたいと思っております。

富永委員 ちょっと違う意味で質疑させてもらったんですが、要は有資格者ということは、有資格者でないと相談に回答できない事案というのがあると思うんですけども、そういったところは相談内容を聞いて、後で有資格者のほうから回答するということだと思えますが、いかがですか。

佐藤市民課長 確かに有資格者でないと回答できないというような、難しい問題もあろうかと思えますので、そういった部分につきましては、そのように対応したいと思います。

遠藤委員長 ほかに質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから、議案第21号について、採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第21号 魚沼市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(11) 閉会中の所管事務等の調査について

遠藤委員長 日程第11、閉会中の所管事務等の調査についてを議題とします。お諮りします。本委員会が、閉会中に所管事務等の調査を行うことについて、議長宛て申し出たいと思いますが、ご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。したがって、閉会中の所管事務等の調査については、議長宛て申し出を行うことに決定いたしました。

(12) その他

・平成29年度地方税制改正(案)について

遠藤委員長 日程第12、その他を議題といたします。資料が配付されておりますので、順次、執行部に説明を求めます。平成29年度地方税制改正(案)について、桜井税務課長より説

明を求めます。

桜井税務課長 （資料「平成 29 年度地方税制改正(案)」により説明）

地方税の改正については今、国会のほうに提案されておりまして、今年度中をめどに成立をする運びとなっております。その後、国のほうから詳細な情報が来まして、私どもも準備等に入っていくという段取りになっております。この概要以外にも細かな改正がありますので、国から流れてきた情報に基づきまして必要なものは、平成 29 年 4 月 1 日適用のものにつきましては、専決をさせていただきたいと考えているところであります。

遠藤委員長 ただいま執行部から説明がありました。質疑はありますか。（なし）質疑を終結します。本件につきましては以上とさせていただきたいと思いますが、異議ありませんか。（なし）異議なしと認めます。本件につきましては以上とします。

（７）議案第 18 号 魚沼市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償にする条例の一部改正について

遠藤委員長 ここで日程を戻し、日程第 7、議案第 18 号 魚沼市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、再度審査を行います。執行部の説明を求めます。

角家総務課長 確認させていただきました。今回の条例改正の根拠になります法律、国会議員の選挙の執行経費の基準に関する法律の改正におきましては、金額の改正はございませんでしたので、ご報告させていただきます。

遠藤委員長 質疑はありますか。

大屋委員 改正はなかったんですが、第 14 条第 1 項第 3 号に掲げている範囲内の額、これが今度は 4 号になるわけですよ。だから変わってなくても、1 号から何号までの額が全然違うわけ、一つ一つ。それが繰り上げになるかになって、実際には金額が変わるんですよ。

佐藤市長 ちょっと認識が違うようではありますが、これ法律の第 14 条第 1 項第 5 号及びその下が第 6 号で、7 号がないですよ。7 号は、共通投票所の投票立会人というのが入るんです。法律上は。それは、法律上はありますけれども、私どものところでは共通投票所をつくらないことによって、その欄がない。同じく、一番上の段の法律第 14 条第 1 項第 2 号、その下に 3 号が抜けていますよね。3 号については共通投票所の投票管理者という項目が入るんです。それが共通投票所をつくらないことによって、その項目がないということでもありますので、金額においても国と同等、この法律の要件を満たす部分については国と同等ということでもありますので、3 号と 7 号がこの一覧表の中にありませんので、それは共通投票所という区分の立会人あるいは投票管理者が、そこに本来ならば入るべきところ、当市においては共通投票所をつくらないことによってこういう表になるということでもあります。

遠藤委員長 しばらくの間休憩とします。

休 憩（11：48）

(休憩中に懇談的に意見交換)

再開 (11:53)

遠藤委員長 休憩を解き、会議を再開します。ほかに質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで、質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから、議案第 18 号について、採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第 18 号 魚沼市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(12) その他

・二市一町新ごみ処理施設建設候補地公募にかかる検討結果について

遠藤委員長 続きまして、二市一町新ごみ処理施設建設候補地公募にかかる検討結果について、羽鳥環境課長より説明を求めます。

羽鳥環境課長 (資料「新ごみ処理施設建設候補地公募にかかる検討結果報告書【概要版】」により説明)

遠藤委員長 今後のスケジュールについてもお願いします。

羽鳥環境課長 今後のスケジュールですが、今後どうするかということで話し合いをさせていただきました。周辺集落はなんで反対だったかといいますと、においや煙が心配というような環境問題。その辺につきましては、今技術的に進歩しておりますので、環境基準値以下の施設であると説明をさせていただきました。それから、ごみ収集車が通りますので、通行量が多くなるという心配がありました。丁寧に説明をしたのですが、最終的にはごみ処理場は私どもの近くに建設してほしいというのが大方の意見であったと思います。それを踏まえまして、市民の方を交えた検討委員会での意見であります。新たな候補地を選定するには、なるべく集落や住宅地に近くない場所を検討していただきたいということと、新施設はにおいやばい煙など環境問題に十分配慮した安全な施設を建設ほしい。それと、地元住民の理解が必要だということで、説明会や啓蒙活動を十分していただきたい。もう一つは粘り強く交渉していただきたいということでありました。それともう一つ、事務局としては経済性も重視する必要がある、経済性を重視するとなると端につくりますと大型中継施設等が必要になります。そういうのができるだけ必要ない位置、そうすると二市一町の間部であるということ、そういうことを総合的に検討する必要があるため、二市一町で候補地を新たに出し合って、今後、その中から候補地を決定していくという予定となっております。

遠藤委員長 ただいま執行部から説明がありました。質疑はありませんか。

森山委員 報告書を見ているんですが、一番問題になるのが、私は周辺地域の理解が得られるか得られないかで、およそ決まってくるのではないかと思います。これを周辺集

落は、当局はどこまでが周辺として、そこから先は基本的には同意を得なくてもいいというような、半径何メートルとかそういったものは、何か基準はありますか。

羽鳥環境課長　これは、どちらかといいますと、手を挙げていただいた集落の方が、ここまですが近隣集落だという話をいただきまして、それに対して説明会と同意等のお願いをしたという経緯がございます。行政のほうで、ここまでだというお話はしておりません。

森山委員　私はやっぱり、何らかの基準があって、簡単に言うと、半径1キロメートルの中は、基本的には該当していれば理解を得るとか、手を挙げたところが、あこは隣だったんが了解もらってくれて話よりは、もう少し半径何メートルというような設定の中で、そこに該当すれば行政が出向いて理解を得る努力をするということが肝要だと私は思うんですが、いかがですか。

羽鳥環境課長　やはり、その集落、その地域で、ここまでは影響が出るというか、そういうことがありますので、行政で一律に1キロだとか500メートルとかというよりは、その集落のつき合いの中で、ここまでは同意をもらいたいという話で進めてきましたので、行政のほうで何キロとか、そういう話はしませんでした。

遠藤委員長　ほかに質疑はありますか。(なし) これにつきましては、また新たな候補地を求めていくということでもありますので、その進捗について検討を加えていくことがあったにしても、本件につきましては以上としたいと思います。いかがでしょう。(異議なし) 本件につきましては以上とします。その他、執行部から報告事項等ありませんか。

羽鳥環境課長　一点報告をさせていただきます。6月議会で審査をいただきました自然環境保全条例、7月1日から施行になったわけですが、改めましてその施行を受け、環境課といたしましては、新たに指定をいたしました。内容であります、ライトトラップについて、動植物等保全地区ということで、2月1日に指定をさせていただきました。指定の行為は、ライトトラップ。区域は、市内全域であります。今後どういうふうに対応していくかというお話になりますが、大白川地区等を重点地区と定め、そこに集中的に看板等を設置させていただきます。それと条例に基づく保護協力員の巡視を、新年度から始めたいと思っております。また、市民への啓発活動、それとライトトラップにつきましては、隣の福島県の只見町も同じ問題を抱えているそうですので、情報を共有し、連携していくということになっております。もう一つ、ギフチョウについても2月1日に指定をさせていただきました。これは保護動植物としての指定であります。区域は市内全域であります。今後の方針であります、ギフチョウにつきましては青島地区、福山新田地区等を重点地区に定めまして、集中的に看板等の設置を行います。それと条例に基づく保護協力員の巡視を行いたいと思っております。同じく市民への呼びかけ、市民観察会等を実施し、地域で守る機運を高めたいと思っております。

遠藤委員長　ただいま報告をいただきました。報告事項ということでよろしいでしょうか。

(異議なし) ほかに執行部から報告事項はありますか。(なし) 委員の皆さんから協議事項はありますか。(なし) 本日の会議録の作成については、委員長に一任願います。本日の総務委員会は、これで閉会します。

閉　　会 (12 : 07)